

戸田市インターンシップ制度実施要綱

令和6年5月30日市長決裁

戸田市インターンシップ制度実施要綱（平成16年7月19日市長決裁）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、戸田市（以下「市」という。）が、学生に就業体験の機会を提供することにより、学生の市政に対する理解の促進を図るため、学生が就業体験を行う制度（以下「インターンシップ制度」という。）に関する基本事項を定めることを目的とする。

（実習生）

第2条 インターンシップ制度の実習生（以下「実習生」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）に在籍する学生のうち、次に掲げる要件に該当すると認められたものとする。

- (1) インターンシップ制度への参加（以下「実習」という。）に当たり、明確な目的意識を持っていること。
- (2) 服務規律を遵守することができること。

2 実習生の1年度当たりの人数及び1大学当たりの人数は、市長が別に定める。

（実習生の受入手続）

第3条 学生は、実習を希望するときは、電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と学生の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して、市に実習の申込みを行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、市の行う業務に支障がないことに留意して受入れの可否を決定し、インターンシップ制度実習生受入れに関する決定書（第1号様式）により通知するとともに、大学の代表者（以下「代表者」という。）に学生を受け入れる旨の報告を行う。

3 市長は、受入れの可否の決定にあたり、実習を希望する学生に関する必要な情報の提供を代表者に請求することができるものとする。

（協定の締結）

第4条 市長及び代表者は、実習生の実習条件等について、市長が別に定める協定書により協定を締結する。ただし、代表者が、協定書の様式を指定している場合は、市長と協議のうえ、当該様式により協定を締結することができる。

2 過去に実習生の実習条件等について、協定を締結した大学においては、前項の規定を適用しないことができる。

(実習生の身分)

第5条 市は、実習生をその在籍する大学における身分を有したまま受け入れるものとする。

(実習期間)

第6条 実習期間は、原則として6か月を超えないものとする。

(実習時間)

第7条 実習時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(実習経費)

第8条 実習場所までの交通費その他の実習に必要な経費は、代表者又は実習生が負担するものとする。

(服務)

第9条 実習生は、実習中は所定の実習に専念し、実習目的の達成に努めなければならない。

2 実習生は、市の職員が遵守すべき法令等の定めに従うものとし、市及び実習生の指導、監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指導、指示等に従わなければならない。

3 実習生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

4 実習生は、実習により知り得た情報（市が公開しているものを除く。）を他に漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

5 実習生は、市における実習の成果を論文等として発表等をする場合には、事前に市長の承認を得なければならない。

6 市長は、実習生が前3項の規定に従わず、故意若しくは過失により市の信用を傷つけ、不名誉となる行為をし、又は実習により知り得た情報を他に漏らしたことにより市に損害を与えたときは、代表者及び実習生に当該損害額を限度として求償するものとする。

7 実習生は、実習時間中、特定の政治政党、宗教、企業、団体等の利益のための行為を一切行ってはならない。

8 実習生は、病気等のため予定されていた実習を行うことができない場合は、あらかじめその旨を実習担当者に連絡しなければならない。ただし、緊急時等やむを得ない場合には、事後速やかにその旨を実習担当者に連絡しなければならない。

(所属長及び実習担当者の役割)

第10条 実習生が実習を行う所属の所属長（以下「所属長」という。）は、実習を円滑に進めるため、当該所属の職員の中から、実習担当者を指名するものとする。

2 実習担当者は、実習の内容、期間等を定めた実習計画を定めるものとする。

(実習結果報告)

第11条 市長は、代表者から実習の結果等に関する報告等を求められたときは、速やかに報告書等を代表者に提出するものとする。

2 前項に規定する報告書等は、実習担当者、所属長及び人事課職員以外が取り扱ってはならない。実習が終了した後も同様とする。

(実習成果報告書)

第12条 実習生は、実習終了後にインターンシップ制度実習成果報告書（第2号様式）を市長が指定する期日までに提出するものとする。

(実習の中止)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生が第9条の規定に従わない場合等、実習を継続することが困難であると認められるとき。

(2) 実習を継続することにより、市の業務に支障が生じる場合又はそのおそれがあるとき。

(3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により、実習を中止する場合は、その旨を代表者に通知するものとする。

(災害補償等)

第14条 実習生の実習中における災害、通勤災害、疾病及び死亡した場合の補償は、代表者において行うものとする。

2 代表者は、実習中における災害等に備え、実習生に傷害保険及び賠償責任保険等に参加させるものとする。

3 実習生の故意又は過失により、市又は第三者に対して損害を与えた場合には、実習生及び代表者は当該損害に対してそれぞれの賠償責任を負うものとする。

(庶務)

第15条 インターンシップ制度に関する庶務は、総務部人事課において処理する。ただし、実習に関する実習生への連絡、指導等については、実施生を受け入れる所属において処理するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップ制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月30日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

第 年 月 日
号

様

戸田市長 氏名 

インターンシップ制度実習生受入れに関する決定書

先に申込み頂いたインターンシップ制度の受入れ可否については、選考の結果、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

受入れ可

次のとおり、実習を受けていただきます。

実習期間	年 月 日 ~ 年 月 日
実習時間	時 分 ~ 時 分 ただし、正午～午後1時までは休憩とする。
実習場所	
実習内容	
経費負担	戸田市インターンシップ制度実施要綱第8条の規定による

受入れ否

第2号様式（第12条関係）

インターンシップ制度実習成果報告書

年 月 日

(宛先)

戸田市長

大学の名称

学部・学科

氏 名

戸田市インターンシップ制度の実習成果について、下記のとおり報告いたします。

記

1 実習担当所属名

2 実習期間

3 実習内容
